

【市区町村役場で取得する(非)課税証明書・住民票について】

市区町村役場で取得する書類を下記の表に記載しています。

『被保険者からみた認定対象者の続柄』から、書類を確認し、市区町村役場で書類を取得してください。

書類名	被保険者からみた認定対象者の続柄			注意事項
	配偶者	子	その他 (配偶者・子以外)	
(非)課税証明書	必ず提出	学生以外は必ず提出	学生以外は必ず提出	<ul style="list-style-type: none"> ●収入金額の記載があるもの ●無収入の場合は収入金額欄に記載省略のない「¥0」表記のあるもの (表記の仕方は市区町村によって対応が異なるときがあります。 「¥0」に対応できないときは、窓口で申し出た結果である旨、証明書の余白に補記してください) ※1…配偶者が被扶養者ではなく、夫婦共同扶養である場合は、「(非)課税証明書」の代わりに、直近の「源泉徴収票」の提出でも可能です。 ※2…学生の場合は「在学証明証」または「学生証」を提出してください。(義務教育は不要)
市区町村により名称が異なります	○ * 1	△ * 2	△ * 2	
世帯全員の住民票	必ず提出	義務教育以外は必ず提出	必ず提出	<ul style="list-style-type: none"> ●個人票ではなく、世帯全員の「住民票」 ●続柄や筆頭者を省略していないもの ●個人番号(マイナンバー)の記載のないもの ●1世帯につき1部で可 * 3…義務教育期間中であっても、被保険者と姓の異なるときは、必要です。
	○	△ * 3	○	

書類取得の際には、下記の発行願を市区町村役場窓口に提示するとスムーズです

・「(非)課税証明書」を取得するときは『発行願①』を提示してください。

・「住民票」を取得するときは『発行願②』を提示してください。

提示後の対応は、交付窓口対応者の指示に従ってください

発行願① 「(非)課税証明書」

市区町村役場
「(非)課税証明書」の交付窓口担当者様

アマゾンジャパン健康保険組合
(公印省略)

「(非)課税証明書」の交付申請のお願い

健康保険組合の被扶養者認定の申請にあたり、収入証明を使用目的として直近1年分の「(非)課税証明書」の交付を申請します。「(非)課税証明書」には、必ず収入金額の記載をお願いします。

また、証明の対象者が『無収入』である場合には、『収入金額欄に記載省略のない「¥0」表記のある』証明書の交付をお願いします。

発行願② 世帯全員の「住民票」

市区町村役場
「住民票」の交付窓口担当者様

アマゾンジャパン健康保険組合
(公印省略)

「住民票」の交付申請のお願い

健康保険組合の被扶養者認定の申請にあたり、同居・別居の証明を使用目的として世帯全員の「住民票」の交付を申請します。

「住民票」は、続柄や筆頭者を省略することなく、必ず世帯全員を表記した個人番号(マイナンバー)の記載のないもので交付をお願いします。